

大館市立扇田病院
医事会計システム等購入

公募型プロポーザル実施要領

令和7年10月20日

大館市立扇田病院

1. 公募型プロポーザル実施の目的

この実施要領は、大館市立扇田病院（以下「本院」という。）が実施する「大館市立扇田病院 医事会計システム等購入（以下「本事業という。」）に係る契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続きをするために定めるものである。

事業者は、この実施要領、公告及び仕様書等の内容を熟知し、提案書及び関連書類を提出するものとする。

2. 事業概要

（１）事業名称

大館市立扇田病院医事会計システム等購入

（２）納入期限又は期間

令和８年３月３１日まで

（３）納入又は実施場所

秋田県大館市比内町扇田字本道端７番地１　　大館市立扇田病院内

（４）事業内容

ア．医事会計システム、ＰＯＳレジシステム及び栄養管理システム等の提供

イ．システムの稼働に必要なハードウェア及びソフトウェアの納入及び設置

ウ．システムの稼働に必要なスケジュールの管理

エ．要件定義・システム設計・システム開発等の導入作業

オ．既存機器との連携

カ．既存データの移行

キ．システムの運用に必要なマニュアルの作成、病院職員等への研修・リハーサルの実施

ク．既存のサーバ機器及びクライアント端末等の廃棄

ケ．その他附帯業務

※詳細は仕様書による。

（５）提案上限価格

金２８,２００,０００円（消費税及び地方消費税相当額を含まない）以内

※提案上限価格は、予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示したものである。

※提案価格は、初期導入費用（機器・ソフトウェア費用、導入に関わる各種役務費用、初期費用と一括支払いとなる機器の保守費用）の合計金額とする。

※提案上限価格を超える提案がなされた場合は、失格とする。

※初期導入費用を見積金額をとして評価する。

3. 参加資格

（１）次の要件の全てを満たすこと。

ア．地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条４の規定に該当しない者であること。

イ．令和６・７年度大館市有資格業者登録名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に物品調達業者として登載されている者であること。

なお、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、大館市長が別に定める手続に基づいて、当該項目について入札参加資格の再認定を受けていること。

ウ．本公告日から優先交渉権者の選定する日までの間、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。

エ．本公告日から優先交渉権者の選定する日までの間、大館市指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ．情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）またはプライバシーマークの認定を受けていること。

カ．令和２年４月１日から本公告日までの間、市町村が設置する病院等における医事会計システム及び栄養管理システムの更新事業の受託実績を２件以上有すること。

キ．新型コロナウイルス感染症等の本院における感染防止対策を理解し、実践している者であること。

４．プロポーザル等の日程

（１）現段階において想定する本プロポーザルの実施に係る日程は次のとおりとする。

内容	日時又は期間
実施要領等の公告	令和７年１０月２０日
実施要領等の交付	令和７年１０月２０日～１１月４日
仕様書等に関する質問の受付	令和７年１０月２０日～１０月２７日
仕様書等に関する質問の回答	令和７年１０月３１日
参加資格確認申請書の受付	令和７年１０月２０日～１１月４日
参加資格確認結果通知	令和７年１１月６日
提案書類等の提出の受付	令和７年１１月７日～１１月１４日
対面審査 （プレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和７年１１月２０日
選定結果通知	令和７年１１月２５日

※上記日程に変更がある場合は、あらかじめ関係者に対し連絡する。

５．プロポーザル手続き

（１）実施要領等の交付

ア．交付期間

令和７年１０月２０日（月）午前９時から令和７年１１月４日（火）午後５時まで

イ．交付方法

本院ホームページよりダウンロードすること。

（ホームページアドレス：<http://www.oogita-hp.jp/>）

(2) 参加資格確認申請書

ア. 受付期間

令和7年10月20日(月)から令和7年11月4日(火)まで

(受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(平成23年法律第178号)に規定する休日を除く、各日午前9時から午後5時まで)

イ. 提出場所. 「10. 事務局」

ウ. 提出書類.

- | | |
|-------------------------------|----|
| ① 参加資格確認申請書(様式第1号) | 1部 |
| ② 参加資格証明書(様式第2号) | 1部 |
| ③ 会社概要書(様式第3号) | 1部 |
| ④ 契約実績書(様式第4号) | 1部 |
| ⑤ 財務諸表 | 1部 |
| ⑥ ①から⑤までの電子データが記録されたCD又はDVD-R | 1枚 |

なお、①から⑤はPDFファイルで提出すること。

エ. 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、「配達証明付書留郵便」とし、令和7年11月4日(火)午後5時までに必着とする。

(3) 参加資格確認結果通知

参加資格確認申請書を受け、事務局にて提出書類に基づき確認を行い、審査結果を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書類等の提出を要請する。

ア. 通知日

令和7年11月6日(木)

イ. 通知方法

審査結果を電子メールにて通知する。

(4) 仕様書等に関する質問の受付・回答

ア. 受付期間

令和7年10月20日(月)から令和7年10月27日(月)まで

(受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(平成23年法律第178号)に規定する休日を除く、各日午前9時から午後5時まで)

イ. 提出方法

- ① 質問者(商号又は名称)及び連絡窓口(担当部門、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)並びにプロポーザル実施要領等に関する質問内容を質疑応答表(第6号)のExcelファイルに簡潔にまとめて記入の上、「10. 事務局」のEmailへ電子メールにファイル添付し、期限必着にて送信すること。

なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。

- ② 電子メール件名は「【〇〇〇(事業者名)】大館市立扇田病院医事会計システム等購入に係る公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ. 回答期限

質問に対する回答は、回答をとりまとめ次第随時行う。なお、最終の回答は、令和7年

10月31日（金）までに行う。受付期間終了後の質問及び再質問は認めない。

エ. 回答方法

質問に対する回答は、質問者が質疑応答表（様式第6号）に記載した担当者宛に電子メールにファイル添付して行う。質疑内容は全ての質問者に通知する。

なお、質問の内容によって事業者選定に公正性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。また、質疑に対する回答は、仕様書等の追加または修正事項として取り扱うものとする。

オ. その他

本プロポーザルにあたっては、質問期間を設けており、参加者は実施要領や仕様書等の内容について不明や錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(5) 提案書類等の提出

ア. 受付期間

令和7年11月7日（金）から令和7年11月14日（金）

（受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日を除く、各日午前9時から午後5時まで）

イ. 提出場所

「10. 事務局」

ウ. 提出書類

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 提案書 | 8 部 |
| ② 技術回答書（択一式回答方式）（様式第5号） | 1 部 |
| ③ 見積書（任意様式） | 1 部 |
| ④ ①から③までの電子データが記録された CD 又は DVD-R | 1 枚 |

なお、①、③は PDF ファイル、②は Microsoft Excel ファイルで提出すること。

エ. 提出内容及び作成要領

①提案書

○様式：任意様式

○用紙及び形式：A4 普通紙、横置き横書き、最大 30 ページ程度、両面印刷は不可

○文字及び図表の大小及び色等、分かりやすく見やすいもの

○各ページの下段中央部に、ページ番号を記載

○次の項目の順番に従って作成

1. 会社概要

「会社概要書（様式第3号）」に沿った内容について記載すること。

2. 導入実績

「3. 参加資格」の(カ)に該当することについて記載すること。

3. 提案の基本方針

提案内容は仕様書を踏まえたものとし、本業務における基本的な考え方を明確に記載すること。

4. 基本機能

基本機能の説明のほか、他のシステム等との連携や今後の発展性など、アピールする点があれば記載すること。

5. セキュリティ機能

不正使用や情報漏洩などに対する対応策について提案すること。

6. 保守及び維持管理

システムに係るソフトウェアに対する日常保守管理に対する考え方や、障害発生時等のシステム維持に係る危機管理体制に対する考え方について提案すること。

②技術回答書（択一式回答方式）

○様式第5号「技術回答書（択一式回答方式）」を使用し、要求内容に対する対応区分を1つ選択して記号で回答し、回答に応じて代替案等を記入すること。

○用紙及び形式：A4版、横書き、白黒両面印刷

○提出する技術回答書（択一式回答方式）には、表紙に参加者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名、担当部門、担当者氏名、電話番号を記入すること。代表者印を押印すること。

○回答内容に疑義がある場合は、当院から提案者へ確認することがある。その結果、事実と異なる回答があることが判明したときは、当該要件の回答を無効とすることがある。

○前項の確認によっては、審査委員会で協議のうえ、当院が妥当と判断する回答に変更することがある。

③見積書

○様式：任意様式

○用紙及び形式：A4 普通紙、縦置き横書き、両面印刷は不可

○見積書は大館市病院事業管理者あてとし、見積年月日、見積金額（内消費税）を記入すること。

○見積書の内訳に、構築に係る導入諸費用を分かりやすく記載すること。

○見積提案上限額を超えた場合は選定しない。

オ. 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、「配達証明付書留郵便」とし、令和7年11月14（金）午後5時までに必着とする。

（6）対面審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

ア. 審査日時

令和7年11月20日（木）午後

※詳細については、令和7年11月10日（月）までに別途通知する。

イ. 審査場所

大館市立扇田病院

ウ. 審査内容

① 1者当たり45分までとし、概要説明30分以内、及び質疑応答15分以内とする。

② 開始時間前5分を準備時間、審査終了後5分間を片付時間とする。機材を持ち込む場

合は、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

エ. 出席者数

1 者当たり 5 人以内とする。担当責任者は必ず出席し、概要説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りでない。

オ. プレゼンテーションの内容

提出済の提案書等に基づくものとし、紙資料等の追加配布は認めない。

カ. その他

- ① プロジェクター及びスクリーンは本院で用意するが、パソコン等は提案者側で準備すること。スクリーンに投影する資料は、提案書類等の内容を逸脱しないこと。
- ② プレゼンテーションの内容は録音する。

6. 優先交渉権者の選定

(1) 提案内容の評価

大館市立扇田病院医事会計システム等購入公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、優先交渉権者決定基準で定めた方法により提出された提案書類等の審査及び評価を行い、その結果に基づき最優秀提案者（1 者）を特定する。

なお、候補者が 1 者のみの場合であっても、対面審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を実施し、提案内容が本事業に適しているかを評価する。

(2) 選考結果通知日

令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火）予定

(3) 選考結果

選考結果は、提案書類等を提出した者に対し、書面により結果を通知するとともに、本院ホームページにおいて公表する

(4) 選考過程

審査委員会の内容について一切公表しない。選考内容、選考の理由及び選考結果に対する質疑、異議申し立ては受付しない。

7. 契約の締結等

- (1) 本院が選定した最優秀提案者（契約候補者）と提出された提案書類等の記載事項を踏まえた協議を行う。この協議の際、提出された提案書類等の内容について一部変更する場合がある。

ア. 最優秀提案者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本院の承認を得ることとする。

イ. 提案書類に記載された項目については、原則として契約時の仕様書に適切に反映する。

ウ. 提案書の内容を適切に反映した仕様書等の作成のために、事業の具体的な実施方法について提案を求める。

エ. 本事業の目的達成のため、必要な範囲において、協議において項目の追加、変更及び削除を行うことがある。最優秀提案者の決定をもって、提案書類等に記載された全ての内容を承認するものではない。

- (2) 協議が整った場合に、大館市病院事業管理者が別途定めた予定価格の範囲内で、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定に基づく随意契約により、本事業の物品調達に係る契約を締結する。
- (3) 最優秀提案者と協議が整わない場合、または、最優秀提案者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に基づく入札参加の制限を受けた場合は、優秀提案者と優秀提案者として次点交渉権に選定した事業者を契約の交渉相手とする。
- (4) 契約書は、2通作成し、本院及び受注者の双方が各1通を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。なお、契約書の作成に要する費用は、全て受注者の負担とし、契約変更についても同様とする。

8. 失格事項等

(1) 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- ア. 本プロポーザルに関し、審査委員会の委員に接触を求めた場合
- イ. 本プロポーザルに関し、審査の公平性を害する行為を行った場合
- ウ. 参加表明書の提出日から契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

(2). 提出書類の無効

提出された書類が次のいずれかに該当する場合、無効となり、参加資格を失うことがある。

- ア. 提出方法、提出期限、提出場所が遵守されていないもの
- イ. 作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ. 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ. 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ. 虚偽の内容が記載されているもの

9. その他の留意事項

(1) 参加辞退に関すること

ア. 提案書等の提出を要請された参加者がこれを辞退する場合には、書面により届けること。

辞退した者は、これを理由に以降、不利益な扱いを受けるものではない。

イ. 提出期限. 令和7年11月13日（木）正午まで

ウ. 提出場所. 「10. 事務局」に同じ

エ. 提出方法. 持参又は郵送。

ただし、郵送する場合には、「配達証明付書留郵便」とし、提出期限までに必着とする。

オ. 届出様式. 辞退届の様式は任意とする。

(2) 参加表明、提案及び協議等に要する費用について

参加表明、提案書等の作成・提出及び協議等に要した費用、旅費、その他この提等に関する一切の経費は、提案者の負担とする。

なお、本プロポーザルを公正に執行することができない状態にあると認めたとき及び不慮の都合により、本プロポーザルの日程の変更等を行うことがある。その場合は、周知することと

するが、変更等を行った場合においても、本プロポーザルの参加等に関する経費は、提案者の負担とする。

(3) その他

ア. 本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

イ. 提案書類の提出は、1者につき1案とする。

ウ. 提案書類を提出した者は、その内容に関し説明を求められた場合、それに応じる義務を有するものとする。

エ. 提出された書類は、返却しない。

オ. 提出された書類に虚偽の記載をした者は、本事業の受注受者としないとともに、指名停止措置をとることがある。

カ. 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

キ. 提出された書類及び審査結果は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。公表を求めない場合には、その旨を記載すること。記載の無い場合は公表に同意したものとする。なお、公表を求めない場合においても、「公表を求めない旨」は公表するものとする。

ク. 参加者名を公表することがある。

ケ. 公表している資料を除き、当院より受領した資料は、事務局の了解なく公表・使用することはできない。

コ. 提出期限以降における提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。

サ. 預かった個人情報、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人の承諾なしに第三者に提供しない。

シ. 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 事務局（問い合わせ先及び提出場所等）

部署名. 大館市立扇田病院 事務局 医事係

住 所. 〒018-5701 秋田県大館市比内町扇田字本道端7番地1

T E L. 0186-55-1255（代表）

E-mail. ougitaiji@odate-hp.odate.akita.jp

担当者. 石戸谷